

大田区諮問第 100 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 8 月 18 日付け 3 健感発第 ○○号によって自己情報不存在通知をしたことは、相当である。

2 開示請求対象情報

令和 2 年 12 月 18 日付け審査請求人（以下「請求人」という。）からの書簡（請求人は、感染症対策課職員の超過勤務時間について公文書開示請求を行い調査したいと考えている。同課職員の負担が最小限になるよう担当者と話し合っていきたい、との内容。以下「本件文書」という。）に対して、感染症対策課長がどのような対応を行ったかが分かる文書。

3 審査の経過

令和 3 年 11 月 22 日 諮問を受け、実施機関から説明を受け、審査した。

12 月 20 日 審査した。

令和 4 年 1 月 20 日 審査した。

4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

感染症対策課長は、本件文書に対し、請求人に回答しなかった。請求人が本件文書で行った主張は、実施機関にとっても極めて重要な情報であるから、しかるべき対応が必要である。請求人の提案の重要性から、同課長の「無視」は組織的に決定したものとするのが自然である。組織的決定であれば部長又は課長の決裁した文書があるはずである。

また、実施機関の弁明の理由の中に「本件処分の経緯」の記載があることから、経緯について記録していることがうかがわれる。実施機関の主張には矛盾があり、よって、「記録をしていない」とは、虚偽の主張である。

5 実施機関の弁明

本件文書に対して、感染症対策課長がどのような対応を行ったかについては、

実施機関において特段記録をしていない。

令和 2 年 12 月 18 日に請求人が本件文書を送付した後、同月 23 日に、請求人は、「感染症対策課職員の超過勤務命令簿（残存するもの全て）」を対象として公文書開示請求をした。

請求人が上記公文書開示請求を実行したことにより、本件文書に対して検討する必要がなくなったこと、本件文書は請求人の意見であって感染症対策課長からの回答を要するものではないと判断したことから、請求人に対する回答はしていない。

したがって、感染症対策課長がどのような対応を行ったかがわかる文書は存在しない。

6 審査会の判断

- (1) 実施機関の保有情報の存否が問題となった場合、決定的に重要性を持つのは、事実として保有しているか否かである。

そこで、当審査会が職権によって調査したところ、実施機関は請求人の請求する情報を保有していないことが認められた。

このため実施機関が保有していない情報について自己情報不存在通知をすることは相当である。

- (2) なお、請求人は、請求人が本件文書で行った主張の重要性を理由として、あるいは、実施機関の弁明の理由の中に「本件処分の経緯」を記録していることをもって、実施機関の弁明の虚偽を主張するので、この点について検討する。

請求人から感染症対策課長に対して出された本件文書の内容から判断すると、「貴課担当者と話し合っていきたいと考えます（例えば、貴課に対して、開示決定に係る時間的猶予を与えるなど）。以上、よろしく願いいたします。」との記載自体は、請求人の主張とも読めるし、感染症対策課長の回答を求めているとも読める。

しかし、本件文書が実施機関に到達した 5 日後には、請求人は、「感染症対策課職員の超過勤務命令簿（残存するもの全て）」について、公文書開示請求をしたという事実が存在する。これは、請求人が（公文書開示請求に対応する）感染症対策課職員の負担が最小限になるよう話し合っていきたい旨を記載

した本件文書とは矛盾すると考えるのが自然である。

したがって、実施機関において、本件文書は、独立した回答を求められてはいないと受け止め、感染症対策課長が本件文書に対してどのような対応を行ったかについては、特段記録をしていないとしても何ら不自然なところはない。

さらに、審査会の調査によれば、上記公文書開示請求について、実施機関から請求人に対して開示時期や対象の限定に補正を求める問合せを行っている事実が認められる。このような事実経過に鑑みると、請求人のいう本件文書の重要性の評価は、請求人の行った公文書開示請求に影響を受けざるを得ない関係にあると認められる。

そうであれば、請求人のいう本件文書の重要性の評価から、感染症対策課長がどのように対応を行ったかについて特段記録を残すべきとの結論が一義的に導かれるという関係にないことは明白である。

また、「本件処分の経緯」について記録していることと、感染症対策課長がどのように対応を行ったかについて記録をしていないことに何ら矛盾はない。

- (3) 以上から、実施機関がなした自己情報不存通知に違法又は不当な点はなく、審査会は前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 黒 野 徳 弥

委員 浦 岡 由美子